

令和2年度 事業計画

I 基本方針

- 1 当社は、平成26年3月に知事から農地中間管理機構の指定を受け、同年4月から農地中間管理事業を開始しました。

農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性を向上することを目的としています。

この事業により、当社は営農の規模を縮小したり離農したりする県内の農家等（出し手）から農地を借り受け、当社が中間保有し、効率的に県内の担い手農家（受け手）に貸し付けることで、受け手の経営規模の拡大や農地の集団化を図ります。

- 2 本年度は、農地中間管理事業施行5年後見直しに伴う農地中間管理事業等改正法を踏まえつつ、関係機関・団体が一体となって、県内における担い手への集積・集約目標面積、年間1,100haの達成に向けて、農地中間管理事業の取り組みを加速します。

今回の農地中間管理事業等改正法で、農業委員と農地利用最適化推進委員及び農業委員会は農地利用の最適化に取り組むことが法に明確に位置づけされました。それにともない、市町村、JA及び農業委員会等の関係機関との連携を強化し、地域で行われる人・農地プランの実質化に向けた座談会に参加するなど、更なるPRや働きかけにより出し手・受け手のマッチングを図り事業推進に努めます。

平成29年度の土地改良法改正により、機構が借り受けした農地について、農家の申請によらず県が農家の費用負担や同意を求めずに基盤整備を実施することが可能となった農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を活用して、新たに基盤整備を実施する地区を、これまで取り組んできた重点地区と併せて関係機関と連携し事業に取り組みます。

次世代施設園芸団地の整備を推進するため、高知県農業公社次世代施設園芸団地農地確保基金を活用した優良農地の確保及び基盤整備を支援します。

農地中間管理事業による新規就農対策では、新たな取り組みとして、新規就農者の就農予定農地を市町村、JA及び関係機関と綿密に連携し、農地の先行借り受けすることで確実な農地確保を図る仕組みを創設しました。また、新規

就農者の経営初期の経費軽減を図る「新規就農者農地確保等支援事業」に引き続き取り組みます。

- 3 農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業により、規模拡大を目指す担い手等に農地の利用集積を図るため、引き続き農地の売買を推進します。
- 4 新規就農総合対策事業では、農地確保にかかる就農相談活動や就農支援資金の管理運営により、新規就農者の確保や定着を図ります。
- 5 令和2年度の推進体制は、公社職員4名、臨時職員10名、農地集積推進支援員11名の合計25名体制とし、この他に地域の人と農地等に精通した農業関係者や世話役等を農地活用サポーターに委嘱します。
農地中間管理事業担当の中に引き続き次世代施設園芸団地農地確保担当を2名配置するとともに、5市2町の合計14名に委嘱しています農地活用サポーターを、農地集積の機運が高まった地区及び基盤整備事業実施地区で更なる増員を図ります。
- 6 過去の事業にかかる未収金の債権管理及び回収のため、公社内で債権管理検討会を毎月開催し、顧問弁護士等のアドバイスを得ながら、組織的、効果的に取り組みを進めます。

II 具体的な事業内容

1 農地中間管理事業

- (1) 令和元年度は、重点地区を中心に県下全域で事業に取り組みましたが、集落営農組織などへの集積が過年度までに一部完了したことと、重点地区の基盤整備地区での集積が工事の進捗、地元調整等でできなかったことなどにより、集積実績が平成30年度の112haから約106ha（2月1日暫定値）の借り受け見込みとなっています。

近年、平場の条件のよい農地の担い手への集積が一定一巡し、条件の悪い未整備農地の比率が高まってきているため、出し手の貸し付け申し出農地と、受け手の希望する優良な農地に生じるミスマッチングなどにより、面積が横ばいとなっています。

そのため、基盤整備と連携した事業推進を図っていく必要があり、北川村、土佐清水市に続き黒潮町など機構関連事業の事業採択に向けた取り組みが行われている地域で県及び関係機関と連携した取り組みを行います。

また、現場の農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、機構の推進支援員及び農地活用サポーターを中心に、出し手の掘り起こしと受け手へのマッチングをよりきめ細かに行います。

さらに、果樹産地における担い手への園地集積を支援するために、果樹支援関連対策の事業を活用し、果樹産地協議会等と連携し事業を推進します。

令和元年度までに県内の33市町村で貸借実績ができたことから、今後は各市町村の担い手への集約や規模拡大に向けて、引き続き取り組みます。

重点地区の取り組みとしては、令和元年度当初は14市町村、30地区を重点地区として指定し事業を推進してきましたが、年度途中で重点地区への指定の要望があった2市(香南市、四万十市)2地区を新たに重点地区に指定をしました。2年度は14市町村、31地区で国営緊急農地再編整備事業、機構関連事業、県営基盤整備事業及び農地耕作条件改善事業等の実施地区で、利用集積・集約の機運が高まった地区を中心に事業推進していきます。年度途中で集積の機運が高まった場合には、重点地区を適宜追加して推進します。

なお、年度途中で重点地区を変更または追加した場合には、直近の理事会で報告します。

- (2) 次世代施設園芸団地の整備を推進するため、高知県農業公社次世代施設園芸団地農地確保基金の活用により農地が確保できるよう、市町村等関係機関と連携して取り組みます。
- (3) 地域における当公社の窓口として市町村等への業務委託を行います。
また、出し手の掘り起こしや受け手へのマッチングを図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員及びJA職員との連携を強化します。
- (4) 各エリアの重点地区に農地活用サポーターを配置し、体制強化を図ります。
- (5) 農地中間管理事業や遊休農地意向調査によってもたらされる農地等の情報を精査し、農地中間管理事業としての要件を満たさない農地や空きハウスの情報も含めて、ホームページ上で公表し、マッチングを図ります。
- (6) 新規就農者の確実な農地確保及び経営初期の経費負担軽減を図るため、農地中間管理事業による就農予定農地の先行借り受けの実施及び認定新規就農者が負担する就農5年以内の賃借料を補助します。

計画目標 県内における担い手への集積・集約面積 年間1,100ha

2 農地売買等事業

市町村や農業委員会を通じた農家等からの申し出をもとに、農地の売買を通じて、規模拡大を目指す担い手等に農地の集積・集約を図ります。

計画目標 農地売買等事業による規模拡大・集積面積 年間4.5ha

3 新規就農総合対策事業

高知県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）と共同で設置している新規就農相談センターの機能を生かした農地確保に係る就農相談業務と農地中間管理事業による新規就農者への農地集積の推進、農業次世代人材投資資金（準備型）及び青年等就農資金の審査業務並びに就農支援資金の管理運営等を行います。

計画目標 農地に係る相談件数延べ40回